

証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和四十年大蔵省令第六十号）

改正案	現行
<p>（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合）</p> <p>第十条 法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 投資信託受益証券等（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券（証券会社に関する内閣府令（平成十年^{総理}大蔵省令第三十二号）第二十一条第二号イから八までに掲げるもの及びこれと同様の性質を有するものを除く。）、投資証券又は外国投資証券をいい、証券取引所に上場されているもの及び法第七十条第一項の店頭売買有価証券登録簿に登録されているものを除く。以下この号において同じ。）、の乗換え（現に保有している投資信託受益証券等に関する投資信託契約の全部若しくは一部の解約又は投資信託受益証券等の売付けを伴う投資信託受益証券等の取得又は買付けをいう。以下この号において同じ。）を勧誘するに際し、顧客に対して当該乗換えに係る重要な事項の説明を行っていない状況</p>	<p>（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合）</p> <p>第十条 法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>（新設）</p>